

「教育等の振興に関する施策の大綱」について

○これまでの大綱策定の状況

会議名	大綱の策定	備考
平成27年度 第1回総合教育会議	○	地教行法の一部改正に伴い「大綱」の新規策定を行う。
平成28年度 第1回総合教育会議	○	平成27年10月策定の「山元町いじめ防止基本方針」を大綱に位置付けるため、文言の追加を行う。
平成29年度 第1回総合教育会議	○	平成29年3月策定の「山元町教育振興計画」との整合性を図るため見直しを行う。
平成30年度 第1回総合教育会議	○	町長再選に伴い公約や平成30年度実施事業について加筆を行う。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について (通知)(平成26年7月17日 文部科学省初等中等教育局長) 抜粋

「大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定しているものであること」

○今後の方針

本町においては、「山元町教育振興基本計画」(平成29年3月)の策定や当該年度の重点事業に基づき毎年修正を加えておりましたが、今後は、町長の改選時や教育振興基本計画の改訂に併せて大綱の策定を行う。